

北九州市社会福祉法人等審査会審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市社会福祉法人等審査会(以下「審査会」という。)の審査に
関して必要な事項を定めるものとする。

(審査の基準)

第2条 北九州市社会福祉法人等審査会規則(平成24年北九州市規則第19号。以下「規
則」という。)第2条に掲げる事項の審査の基準は、関係法令及び関係通知のほか、次の
とおりとする。

(1) 社会福祉法人(以下「法人」という。)の設立認可に関する事項

別紙1「北九州市社会福祉法人審査基準」のとおり

(2) 社会福祉施設等の整備に対する補助等の対象の選定に関する事項

別紙2「北九州市社会福祉施設等審査基準」のとおり

(審査の方法)

第3条 審査会における審査は、審査調書による書面審査とする。

(適否の決定)

第4条 規則第2条に掲げる事項について、市長は、審査会の審査結果に基づきそ
の適否を決定する。

2 前項の規定に基づき市長が適と決定した審査案件で、国庫補助協議等が承認され
なかったものが次年度において同条件で協議等を行うときは、規則第2条の規定にかか
わらず審査を省略することができる。

(審査の無効等)

第5条 前条の規定にかかわらず、規則第2条に掲げる事項の審査の対象となっている者
が、次に該当する場合、審査を行うことなく不適とする。

(1) 審査会の審査の前に、審査会の委員に、審査案件に関して、直接、間接を問わず連
絡を求め又は接触した場合。その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長
が認める場合。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77
号)もしくは、北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)に抵触
した場合。

2 審査会の審査後に、前項の事実が判明した場合は、審査結果を無効とする。

(審査事項の遵守)

第6条 第4条第1項の規定に基づき市長が適と決定した審査案件について、該当者は、
審査事項を遵守しなければならない。

2 前項の審査事項の遵守状況は、一般指導監査の監査事項とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市社会福祉法人審査基準

北九州市社会福祉法人等審査会審査要綱第2条第1号に関する審査基準は、次のとおりとする。

第1 法人の事業

1 法人の経営理念

社会福祉を目的とする事業を営む事業者としての経営理念が明確であり、誰にでも容易に理解できる内容であること。

2 法人の事業

社会福祉事業が、法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。

第2 法人の組織運営

1 定款

定款は、法令等に従い必要事項を記載していること（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第31条第1項）。

2 評議員等

ア 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員に含まれていないこと。

イ 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできない（法第40条第1項及び第44条第1項）。

(ア) 法人

(イ) 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

(ウ) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(エ) (ウ) に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(オ) 法の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

ウ 次に掲げる暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできない。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下これらを「暴力団員等」という。)

(イ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者。

(ウ) 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められる者。

(エ) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号。以下「県条例」という。)

第 23 条第 1 項の規定により県条例第 22 条の勧告(県条例第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して 2 年を経過していない者。

(オ) 県条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していない者。

3 評議員

ア 評議員の選任及び解任の方法については、法人が定款で定めること。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等において行うこと。

イ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者から選任すること(法第 39 条)。

ウ 法人の理事、監事又は職員を兼ねていないこと(法第 40 条第 2 項)。

エ 各評議員又は各役員配偶者又は 3 親等以内の親族が含まれていないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれていないこと(法第 40 条第 4 項及び第 5 項並びに社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。)第 2 条の 7 及び第 2 条の 8)。

オ 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること(法第 40 条第 3 項)。

4 役員(理事及び監事)

(1) 理事

ア 実際に法人運営に参画でき、その職責を果たし得る者であること。

イ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者及び当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者を含むこと(法第 44 条第 4 項)。

ウ 社会福祉施設を設置している場合、当該施設の管理者を含むこと(法第 44 条第 4 項)。

エ 理事は、6 人以上であること(法第 44 条第 3 項)。

オ 理事本人を含め、その配偶者及び 3 親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者(以下オにおいて「理事の親族等特殊関係者」という。)が理事の総数

の3分の1を超えて含まれていないこと。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。

カ 理事の中から理事長1人を選定すること（法第45条の13第3項）。

(2) 監事

ア 当該法人の理事又は職員を兼ねていないこと（法第44条第2項）。

イ 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者を含むこと（法第44条第5項）。

ウ 監事は、2人以上であること（法第44条第3項）。

エ 各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれていないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれていないこと（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。

オ 公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

5 施設長

関係法令及び関係通知で定める資格を有する者であること。

第3 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

(2) 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合は土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、借料は原則として無償とし、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

2 基本財産

(1) すべての社会福祉施設についてその施設の用に供する不動産は、基本財産とすること。

(2) すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合は、1千万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすること。

(3) 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産とすること。

(4) 厚生労働省通知で別途定められている特例については、その定めのとおり取り扱いとして差し支えないこと。

3 寄附

- (1) 法人設立に際して現金、預金その他の資産の寄附が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結され、寄附者の所得、営業実績、資産状況等からその寄附が確実であること。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源その他必要とされる経常経費に係る寄附についても前号の規定を準用する。
- (3) 個人からの寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が、社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。

4 運転資金

- (1) 法人設立時において、その他財産として当該法人の年間事業費の1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等が、自己資金として確保していること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の事業を行う場合は、年間事業費の1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等が、自己資金として確保していること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）上の事業を行う場合は、年間事業費の1/2分の3以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等が、自己資金として確保していること。
- (4) 自己資金として寄附が予定されている場合は、上記3（1）及び（3）の規定を準用する。

北九州市社会福祉施設等審査基準

北九州市社会福祉法人等審査会審査要綱第2条第1項第2号に関する審査基準は、次のとおりとする。

第1 施設整備の必要性

施設整備は、本市における保健福祉の基本計画に適合するものであること。

第2 施設経営

1 施設経営の基本方針

法人の経営理念を具体化した施設としての基本方針が明確であること。

2 施設の設備及び運営に関する基準の遵守

関係法令及び関係通知に基づく施設の設備及び運営に関する基準を遵守するとともに、その向上に努めること。

3 地域との連携

地域福祉の核となり得るような取組みを行い、地域に開かれた運営を行うこと。

4 利用者に必要な情報の提供（公開）

利用者が必要な情報（提供するサービスの内容等）を容易に収集できるように、情報の提供（公開）を行うこと。

5 利用者一人ひとりへのサービスの提供

利用者1人ひとりに対するサービス提供に当たっての考え方が明確であること。

6 サービスの質の向上策

利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するために、サービスの質の向上を行うこと。

7 利用者保護対策

- (1) 利用者の人権・プライバシーが保護されていること。
- (2) 利用者からの苦情等の解決の仕組みが明確であること。
- (3) 事故防止等危機管理のための取組みを行うこと。

8 職員の育成

職員のやる気や満足度を高めるための環境づくりの取組みを行うこと。

9 低所得者に対する配慮

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び介護老人福祉施設については、低所得者へ配慮した施設経営であることが望ましい。

10 既設法人の事業運営

- (1) 既設法人にあっては、適正かつ安定した事業運営の実績があること。
- (2) 既設法人にあっては、法人・施設運営に関し、一般指導監査において指摘事項がある場合は、それが改善又は改善計画が具体的に作成されていること。

第3 施設建設計画

1 設置場所（立地条件）

- (1) 交通事情、地理的条件等からして施設の機能が十分果たせる位置にあること。
- (2) 同種の施設が偏在していないこと。ただし、保育所については施設建設地域での需要が十分見込まれる場合はこの限りでない。
- (3) 施設建設地域の住民に対する説明が事前に十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること。
- (4) 施設建設地に隣接する地権者に対する説明が事前に十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること。
- (5) 施設の建設に際して用地の開発許可等が必要な場合、又は建設地内の里道や水路の払下げが必要な場合においては、事前の調整等により建設計画に支障がないと見込まれること。

2 施設の規模

利用者の処遇及び施設運営において、効果的なものであり、かつ設置主体の財政事情等から適当な規模及び構造であること。

3 建設財源

(1) 自己資金

ア 施設建設費（設備整備費を含む。）にかかる総事業費の10パーセント以上を自己資金（現有資金及び寄附金）として確保していること。なお、「北九州市保育所施設整備民設民営支援補助金交付要綱」（平成13年4月27日施行）に基づいて交付される補助金は、自己資金とみなす。

イ 現有資金は、現金、預金等確実なものに限ること。

ウ 寄附金は、書面による贈与契約が締結され、寄附者の所得、営業実績、資産状況等からその寄附が確実であること。

(2) 借入金

ア 借入先は、独立行政法人福祉医療機構（協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関を含む。）及び北九州市社会福祉協議会に限ること。

イ 償還金に対する寄附は、書面による贈与契約が締結され、寄附者の年齢、所得、営業実績、資産状況等からその寄附が確実であること。